



個人情報ファイル簿（個票）

作成：令和5年4月1日時点

個人情報ファイルの名称	健康かるて
実施機関の名称	十和田市
個人情報ファイルを利用する事務の主管課等の名称	健康福祉部健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	住民の健康診査歴、予防接種歴、妊産婦・乳幼児支援状況
記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 生年月日 4. 性別 5. 世帯情報、 6. 健康診査歴（特定健診・がん検診等） 7. 予防接種歴 8. 母子保健に関する情報
記録範囲	十和田市民（約 59,000 人）
記録情報の収集方法	1. 健康診査・予防接種…予診票による 2. 母子保健に関する情報…システムへの記録入力 ※DV支援対象者の状況は市民課より提供を受ける
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	無し
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）十和田市健康福祉部健康増進課 （所在地）十和田市西十三番町 4-37
訂正及び利用停止に関する他の法律等による特別の手続等	無し
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル （法第 60 条第 2 項第 1 号）  ファイルの内容を記載した帳票等の有無 （政令第 21 条第 7 項） <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル （法第 60 条第 2 項第 2 号）
備 考	無し


個人情報ファイル簿（個票）

作成：令和5年4月1日時点

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルスワクチン接種予診票
実施機関の名称	十和田市
個人情報ファイルを利用する事務の主管課等の名称	健康福祉部健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルスワクチン接種記録を残すため。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 性別、6 年齢
記録範囲	新型コロナウイルスワクチン接種者（約 53,000 人）
記録情報の収集方法	本人からの予診票の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	VRS（ワクチン接種記録システム）※国のシステム
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）十和田市健康福祉部健康増進課健康管理係 （所在地）青森県十和田市西十三番町 4-37
訂正及び利用停止に関する他の法律等による特別の手続等	無し
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル （法第 60 条第 2 項第 1 号）  ファイルの内容を記載した帳票等の有無 （政令第 21 条第 7 項） <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル （法第 60 条第 2 項第 2 号）
備考	無し

個人情報ファイル簿（個票）

作成：令和5年4月1日時点

個人情報ファイルの名称	新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約者リスト
実施機関の名称	十和田市
個人情報ファイルを利用する事務の主管課等の名称	健康福祉部健康増進課
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルスワクチン接種WEB予約を行うための住民基本情報として利用する。
記録項目	A-1 生年月日、2 性別、 B-1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 年齢
記録範囲	十和田市民（約 59,000 人）
記録情報の収集方法	A-健康かるて（市民課情報）からの抽出 B-接種予約時に市民からの入力
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	新型コロナウイルスワクチン個別接種医療機関
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）十和田市健康福祉部健康増進課健康管理係 （所在地）青森県十和田市西十三番町 4-37
訂正及び利用停止に関する他の法律等による特別の手続等	無し
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算処理ファイル （法第 60 条第 2 項第 1 号）  ファイルの内容を記載した帳票等の有無 （政令第 21 条第 7 項） <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> マニュアル処理ファイル （法第 60 条第 2 項第 2 号）
備考	無し